

会津美里町耐震改修促進計画 概要版

1 計画改定の背景

国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針の改定を踏まえて、県においても福島県耐震改修促進計画の第2期を策定したことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条による本町の耐震改修促進計画に必要な見直しを加えた第2期の計画を策定するもの。

2 計画の概要

(1) 目的

本町における住宅・建築物の耐震化を促進し、地震による建築物等の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ること。

(2) 位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、国の基本方針を踏まえた福島県耐震改修促進計画及び町地域防災計画に基づいて策定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針である。

(3) 計画期間

令和4年度から令和12年度まで（9年間）

(4) 主な対象建築物

旧耐震基準で建設された次の建築物（既存不適格建築物）

- ・住宅
- ・特定建築物（多数の者が利用する学校、病院、事務所等で一定規模以上のもの）
- ・耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物、防災拠点建築物）

3 建築物の耐震化に関する目標

(1) 現状の耐震化率

区分		当初計画時 (H18 末時点)	H29 改定時 (H27 末時点)	今回改定時 (R2 末時点)
住宅		61.42%	69.62%	80.73%
特定建築物		34.21%	66.67%	86.00%
町有建築物		5.26%	92.86%	97.14%
耐震診断義務付 け対象建築物	大規模建築物	—	—	66.70%
	防災拠点建築物	—	—	33.30%

(2) 耐震化の目標

区分	当初計画時 (H27 末時点)	H29 改定時 (R2 末時点)	今回改定時 (R12 末時点)
住宅	90%	95%	令和 7 年度：95% 令和 12 年度：概ね解消
特定建築物	90%	95%	※
町有建築物 (防災上重要建築物 ・特定建築物)	—	95%	令和 12 年度：概ね解消
耐震診断義務付け 対象建築物	—	—	概ね解消

※特定建築物（学校・病院等）は、各施設を所管する省庁が個別に目標値を設定し進捗管理を行っているため、本計画における目標値設定は行わないこととする。

4 建築物の耐震化の促進を図るための主な施策

①会津美里町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定及び実行

住宅は生活の基盤であり、大地震から人命を保護するため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を積極的に推進していく必要があることから、新たに「会津美里町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進する。

②補助制度等を活用した支援

耐震診断義務付け対象建築物は、大地震時に倒壊等により甚大な被害をもたらすおそれや、災害時の復旧の拠点や避難所となる施設であり重点的に耐震化を進める必要があることから、所有者等が耐震診断や耐震改修を実施するに当たり、継続して国・県の補助制度を活用して支援を行っていく。

<支援制度>

- ・木造住宅における耐震診断・耐震改修補助
- ・耐震診断義務付け対象建築物における耐震診断・耐震改修補助
- ・税制優遇措置の周知（所得税控除、固定資産税の減税など）